

株主の皆様へ

(第100期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第100期 報告書

2019年4月1日～2020年3月31日

◎丸三証券株式会社 (証券コード：8613)

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。また、この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた皆様には、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された皆様には、一日も早いご回復を心よりご祈念申し上げます。さて、第100期（2019年度）報告書をお届けするにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

取締役社長 菊地 稔

当期のわが国経済は、米中貿易摩擦などによる世界的な景気減速で輸出の減少が続き、生産や設備投資も停滞しました。底堅く推移してきた消費も自然災害や消費税率引き上げなどもあり一転して冷え込みました。期末にかけては新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、国内外の経済活動が急速に落ち込む状況となりました。

株式市場では、米中貿易摩擦激化や円高進行による企業業績の先行き懸念から、期の前半は一進一退の展開となりましたが、その後、米中貿易協議の進展や米FRBが利下げに転じたことで、日経平均株価は12月から1月にかけて、バブル崩壊後の高値に迫る場面がありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により、国内外の株式市場は2月後半以降、歴史的な急落に見舞われました。

このような環境下、当社の株式営業は、クラウドやIoTの普及に不可欠なネットワーク構築やセキュリティ分野に強みを持つ銘柄、AI（人工知能）や半導体製造における最先端分野で優れた技術力を有する銘柄、そして低炭素社会の実現に貢献する銘柄、働き方改革で恩恵を受ける銘柄などの選別および情報提供に注力しました。この結果、株式受入手数料は個人投資家の売買代金が減少する中で前期比増収となりました。

募集営業におきましては、米ドル建ての多様な資産に分散投資するバランス型ファンド、日本の上場リート（不動産投資信託）に投資するファンド、あらゆる産業の自動化に貢献する企業に投資するファンドなどの販売に注力した結果、募集手数料は前期と比べて増収となりました。一方、比較的安定収益であ

る信託報酬は、投資信託の基準価額の下落から、期中平均残高が減少したため、前期と比べて減収となりました。

これらの結果、連結経常利益は、15億18百万円（前期比166.0%増）となりました。また当期の配当金につきましては、中間配当を普通配当3円、特別配当5円の計8円といたしました。期末配当につきましても普通配当3円、特別配当5円の計8円とさせていただくことをご提案申し上げる次第です。なお、特別配当につきましては、既に公表しております通り2020年3月期末配当をもって終了する方針です。（45ページ参照）

証券市場を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の流行により、足元では世界経済が急速に縮小しており、極めて厳しい状況となっています。このような中、当社といたしましては、従来に増して「お客様本位の業務運営への取組方針」に一段と注力し、お客様との関係をより緊密にし、丁寧で質の高いサービスを提供していくことに努めてまいります。また、今年度は「第三次株式投信純増3カ年計画」の最終年度に当たりますので、全力で資産純増に取り組み、営業基盤を強固にしていく所存です。さらに内部管理態勢および法令遵守態勢を一層強化するとともに、当社企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月

経営理念

1. 自由で民主的な高度福祉社会の建設

我々は、自由で民主的な社会において、人間がその持てる力を最大限に発揮できるものと信ずる。

自由で秩序ある市場機構によってこそ、経済的繁栄があり、社会正義の実現とより高度な福祉社会の建設が可能になると確信する。

2. 社会的責務の遂行

我々は、長期の産業資本および公共資本の調達と、国民金融資産の運用を通じて社会の健全な発展に貢献する。

3. 顧客に対する奉仕の心

我々はいついかなる場合にも顧客に対して奉仕する心を失うことのないよう誓うものである。

4. 自主独立の精神と証券市場の発展

証券業を通じて社会に貢献するためには、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することが基本である。

我々は企業の主体性を確立し自主独立の精神に徹することが証券市場の健全な発展に寄与するものと確信する。

5. 全員参加の経営

我々は、社員の一人一人が経営に積極的に参加していくことにより企業の発展と社会的責任の遂行が可能になるものと確信する。我々は、社員全員が共に考え、共に行動することをモットーとする。

6. 企業の発展と福祉の向上

企業の継続的発展と社員の福祉の源泉は生産性の向上にある。

我々は生産性の向上を通じて働きがいのある職場を自ら創り上げ、全社員の福祉を増大することに努める。

目次

株主の皆様へ	1
--------	---

事業報告

1 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項	3
2 株式に関する事項	12
3 新株予約権等に関する事項	13
4 会社役員に関する事項	15
5 会計監査人の状況	19
6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	20
7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要	23
8 株式会社の支配に関する基本方針	25

計算書類

連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結株主資本等変動計算書	29
連結注記表	30
貸借対照表	37
損益計算書	38
株主資本等変動計算書	39
個別注記表	40

監査報告	34, 36, 43
------	------------

参考情報

特別配当の実施予定について	45
連結キャッシュ・フロー計算書	46
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

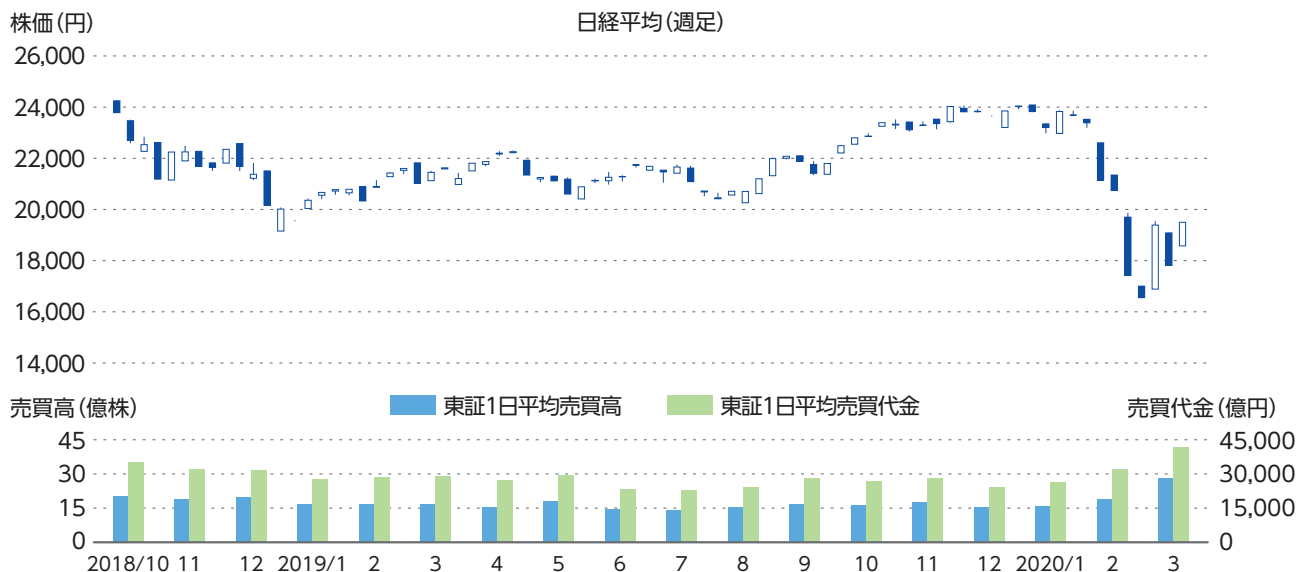
当期のわが国経済は、世界的な景気減速の影響から輸出が弱含みで推移し、輸出企業を中心に企業業績は伸び悩む展開となりました。また、消費税率が引き上げられた10月以降は個人消費の低迷が続いており、先行き不透明感から企業の設備投資も減速しました。期末にかけては新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、国内外の経済活動が抑制される状況となりました。

株式市場では、米中の対立激化や為替の円高進行を受けた企業業績の先行き懸念から、期の前半は一進一退の展開となりましたが、9月に入り米中が共に強硬姿

勢を和らげたことで上昇基調へ転じました。その後、米中貿易協議の進展を受けて一段高となり、日経平均株価は12月から1月にかけてバブル崩壊後の高値に迫る場面がありました。しかし、新型コロナウイルス感染症が中国から欧州、そして米国にも拡大したことで投資家のリスク回避姿勢が強まり、国内外の株式市場は2月後半以降、歴史的な急落に見舞われました。

このような環境の下、当社グループの業績は、株式委託手数料および投資信託募集手数料の増収により、連結経常利益は15億18百万円（前期比166.0%増）となりました。

日経平均株価および売買高・売買代金



[株式部門]

当期の株式市場におきましては、米国が中国に対する制裁関税の引き上げを発表したことや、為替が円高基調に転じたことで企業業績の先行き懸念が強まり、期前半は一進一退の相場展開が続きました。そのような中、8月に日経平均株価が2万円目前まで下落する場面もありましたが、9月に入り米中が共に強硬姿勢を和らげたことから上昇基調へ転じ、米中両政府が貿易交渉で「第1段階の合意」に達したことを好感した買いで、日経平均株価は1月に期中の高値となる24,083円を付けました。

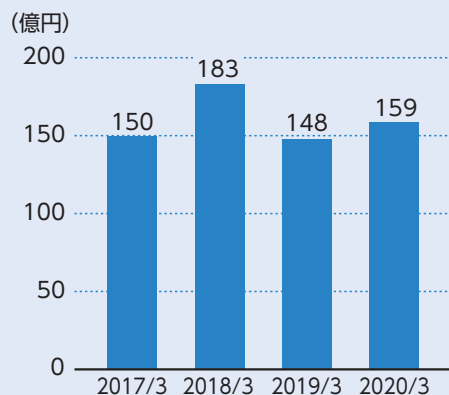
しかし、新型コロナウイルス感染症が中国から欧州、そして米国にも拡大したことにより、2月後半以降は調整色を強める展開となりました。感染症の拡大を防止するための出入国の制限や都市封鎖などの措置が世界中で広がる中、株式等のリスク資産を売却して現金化

する流れが加速したことで、日経平均株価は3月中旬に昨年来安値となる16,552円まで下落しました。その後、各国が打ち出した巨額の経済対策への期待が高まり、株式市場は世界的に戻り歩調となったものの、日経平均株価は心理的な節目となる2万円の水準には届かず期末を迎えました。

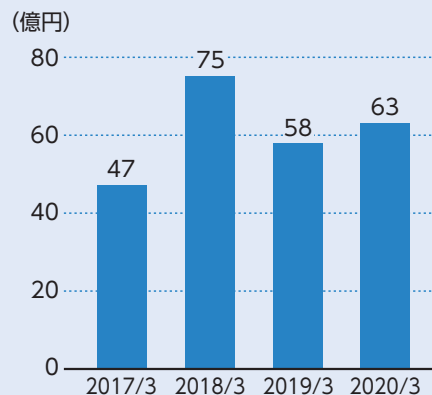
このような中、調査部門が作成したアナリストレポートや、企業の注目点を分かりやすく説明するため写真や図表をメインに作成した「ビジュアル資料」などを活用し、AI・IoTや5Gなどの進捗で需要が拡大する半導体関連銘柄や地球温暖化対策で重要性が高まる省エネ関連・再生エネルギー関連銘柄、働き方改革で恩恵を受ける銘柄等の発掘や情報提供に注力しました。

引受業務につきましては、新規上場準備中の企業を幅広くマーケティングし、情報提供に注力、さらに当

受入手数料



株式受入手数料



社の独自性や強みを訴求することにより、新規上場企業17社の株式引受けを行いました。

この結果、個人投資家の売買代金が減少する中で、株式受入手料は63億84百万円（前期比8.6%増）となりました。

【債券部門】

当期の債券市場におきましては、期初▲0.085%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）が、米中貿易摩擦の激化による世界的な景気減速懸念を受けて、9月初旬に▲0.295%と2016年7月以来の低水準となりました。その後、米中通商協議の進展を好感した世界的な株高などを背景に利回りは上昇に転じ、12月にはプラス圏に浮上しました。今年に入ると、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による景気後退懸念から利回りは再び低下基調となりましたが、金融市場の混

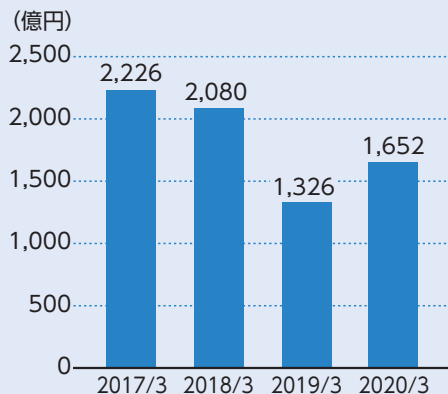
乱が続く中、投資家による保有資産の現金化の流れが国債にも波及したことで3月半ば過ぎに、一時、0.095%まで上昇する場面もありました。その後、日銀による臨時の長期国債の買入れやFRBの無制限量的緩和の決定などで債券市場は落ち着きを取り戻し、当期末は0.010%となりました。

このような状況の下、社債等の引受額が増加したことで、国内の募集・売上の取扱高は370億円（前期比13.3%増）となり、債券受入手料収入は1億20百万円（同19.6%増）となりました。一方、外国債券の取扱高が減少したこと等を受け、債券等トレーディング損益は15百万円（同46.9%減）となりました。

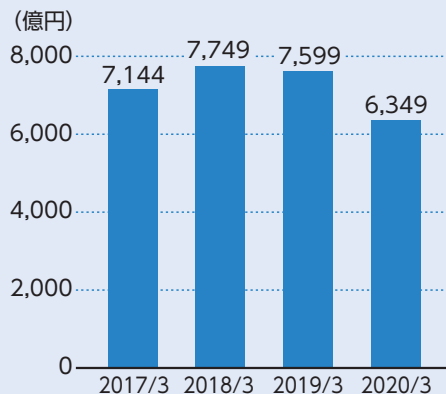
【投資信託部門】

投資信託部門は比較的高いインカムを獲得可能なファンドを中心に販売注力し残高の増加に努めました。

株式投資信託取扱高



株式投資信託残高



具体的には、米ドル建ての多様な資産に分散投資するバランス型ファンド「NWQフレキシブル・インカムファンド」、日本の上場リート（不動産投資信託）に投資する「ニッセイ」リートオープン」の販売に注力しました。加えて、昨年11月からは、あらゆる産業の自動化に貢献する企業に投資する「グローバル・ロボティクス株式ファンド」の販売にも注力しました。

また、「投信NAVI（投信分析・販売支援ツール）」やタブレット端末を積極的に活用し、お客様の保有ファンドのフォローやポートフォリオ分析などによるサービスの向上、分かり易い説明による販売促進に努めました。

そうした中、投資信託の募集取扱高は1,652億円（前期比24.6%増）となり、募集手数料は39億68百万円（同18.6%増）となりました。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する世界的なマーケット下

落による基準価額下落から3月末の株式投資信託残高は6,349億円（前期比16.4%減）となり、信託報酬は53億16百万円（同2.3%減）となりました。

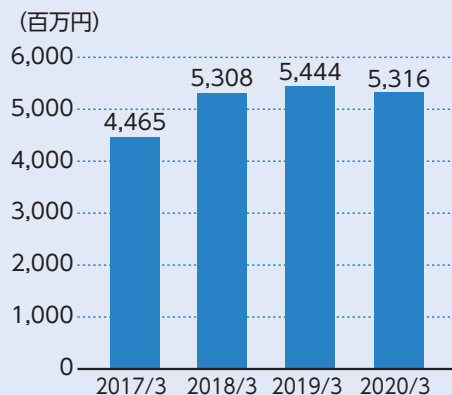
なお、2018年4月からスタートした「第三次株式投資純増3ヵ年計画」は2年が経過しましたが、純増は新規資金での販売が伸び悩んだこともあり275億円（達成率16.4%）にとどまりました。

【オンライントレード部門】

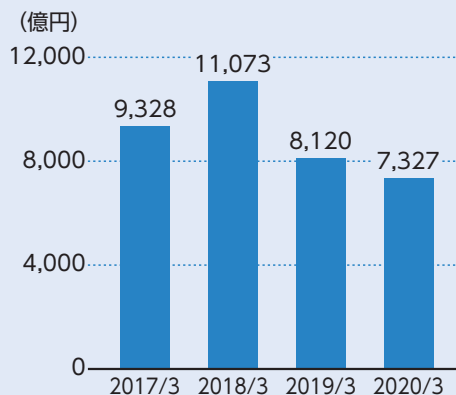
当期のオンライントレード部門は、定期的なメール配信や対面セミナーのほか、インターネットによるセミナーを夜間にも開催するなど積極的な情報配信を行いました。

また、信用取引残高などに応じた信用取引手数料の優遇策の拡大や、新興市場の信用取引の取扱銘柄を増やしたほか、リアルブローカー「疾風くん」の無料で

信託報酬



オンライントレード
株式委託売買代金



のサービス範囲を拡大するなど、マルサントレードの利用促進に努めました。

さらに、顧客層の拡大のため、新規にお取引口座や信用取引口座を開設されたお客様の株式手数料優遇措置や、お友達紹介制度を継続実施しました。

しかしながら、個人投資家の売買代金の減少もあり、株式委託売買代金は7,327億円（前期比9.8%減）となりました。

[損益状況]

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の当社グループの連結業績は、営業収益164億93百万円（前期比5.4%増）、経常利益15億18百万円（同166.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7億92百万円（同50.6%増）となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益164億93百万円

（前期比5.4%増）、経常利益14億82百万円（同181.5%増）、当期純利益7億68百万円（同54.8%増）となりました。

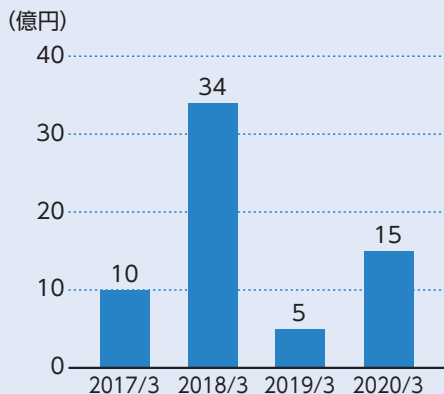
(2) 設備投資の状況

当期は、サーバー更改およびパソコンの更改等を実施し、2億79百万円の投資を行いました。

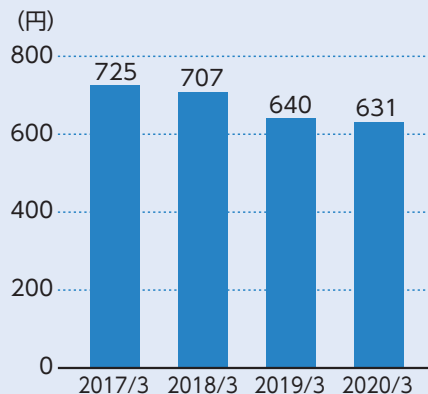
(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はございません。

経常利益



1株当たり純資産額



(4) 財産および損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産および損益の状況

区 分	第97期 (2016.4.1～2017.3.31)	第98期 (2017.4.1～2018.3.31)	第99期 (2018.4.1～2019.3.31)	第100期 (2019.4.1～2020.3.31) (当連結会計年度)
営 業 収 益	百万円 15,697	百万円 18,985	百万円 15,648	百万円 16,493
(うち受入手数料)	(15,035)	(18,335)	(14,879)	(15,925)
経 常 利 益	1,012	3,411	570	1,518
親会社株主に帰属する当期純利益	797	2,365	526	792
1株当たり当期純利益	12円01銭	35円61銭	7円91銭	11円92銭
総 資 産	百万円 88,975	百万円 91,566	百万円 81,310	百万円 83,228
純 資 産	48,313	47,150	42,747	42,220
1株当たり純資産額	725円49銭	707円04銭	640円06銭	631円70銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を、第99期の期首から適用しており、第98期以前に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社（単体）の財産および損益の状況

区 分	第97期 (2016.4.1～2017.3.31)	第98期 (2017.4.1～2018.3.31)	第99期 (2018.4.1～2019.3.31)	第100期 (2019.4.1～2020.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 15,697	百万円 18,985	百万円 15,648	百万円 16,493
(うち受入手数料)	(15,035)	(18,335)	(14,879)	(15,925)
経 常 利 益	975	3,371	526	1,482
当 期 純 利 益	761	2,330	496	768
1株当たり当期純利益	11円47銭	35円08銭	7円46銭	11円55銭
総 資 産	百万円 88,213	百万円 91,026	百万円 80,975	百万円 82,925
純 資 産	46,901	45,833	41,549	41,016
1株当たり純資産額	704円22銭	687円24銭	622円03銭	613円60銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を、第99期の期首から適用しており、第98期以前に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、お客様の立場に立って、お客様の資産形成に資するご提案と、投資を頂いた後も常にお客様に寄り添い、丁寧なフォローを行っていくことが、何よりも重要であると考えております。そのためには、2017年6月に策定・公表した「お客様本位の業務運営への取組方針」の実践こそが、「お客様の最善の利益の追求」となり、結果として、当社の利益にもつながるものと考えております。

金融サービス業にとって、人材開発投資は最重要課題であります。当社が取り組む多くの研修・教育プログラムの中で、「お客様本位の業務運営」研修をその中核に位置づけ、当社が提供するサービスの質の向上を図ってまいります。

株式営業につきましては、当社調査部門が作成するアナリストレポート等を活用した「レポート営業」を実践することで、時宜を得た市場情報の提供と、質の高い情報の提供に全力で取り組んでまいります。

投資信託の募集営業につきましては、良質な投資信託を新規のご資金により長期投資していただくことで、お客様の運用資産拡大を目指します。さらに、2018年4月からスタートした「第三次株式投信純増3ヵ年計画」に全力で取り組み、比較的安定収益である信託報酬を増やすことで、市況変動に左右されにくい収益基盤の確立を図ってまいります。

また、引き続き内部管理態勢および法令遵守態勢の強化に努め、お客様へより一層質の高いサービスを提供し、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

(6) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、証券業を通じて社会に貢献することを念頭に、株主、お客様、従業員、社会という関連する当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤を上げ、企業価値の向上を図っていくことを最重要課題として位置付けております。

そのため、持続的な成長を支える必要な環境の整備を行いつつ、経営の意思決定機関である取締役会の活性化を図ってまいりました。

さらに経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、意思決定の透明性の確保と監視機能の強化に努めております。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社2社より構成されており、主たる事業は、有価証券を中核商品とする金融サービス業であります。

金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社子会社の丸三ファイナンス株式会社はベンチャーキャピタル業務および営業店舗用不動産賃貸業を、丸三エンジニアリング株式会社はコンサルティング業を営んでおります。

(8) 主要な営業所の状況 (2020年3月31日現在)

当 社

① 本 店 東京都千代田区麴町三丁目3番6

② 支 店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、上越
関東	6	日光、太田、伊勢崎、館林、沼田、秩父
都内・首都圏	7	新宿、池袋、三ノ輪、二子玉川、千葉、野田、横浜
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

③ 営業所 2店

区 分	営業所数	営 業 所 名
都内・首都圏	2店	大泉学園、日吉

④ 通信取引 通信販売部コールセンター

(注) 子会社の会社名および所在地は、(10)「重要な子会社の状況」に記載しております。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団（当社グループ）の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,187名	33名減	35歳4ヵ月	11年11ヵ月

(注) 1. 従業員数には、歩合外務員を含めておりません。
 2. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

② 当社（単体）の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,184名	34名減	35歳4ヵ月	11年11ヵ月

(注) 1. 従業員数には、歩合外務員を含めておりません。
 2. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

(10) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率
丸三ファイナンス株式会社	東京都千代田区	74 百万円	100.0 %
丸三エンジニアリング株式会社	東京都千代田区	50	9.5

(注) 1. 上記2社は連結子会社です。

2. 当社の上記子会社2社に対する議決権所有割合は、すべて100.0%であります。

3. 上記子会社の主要な事業内容は、1. (7) 「主要な事業内容」に記載しております。

(11) 主要な借入先および借入金額の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金額
株式会社みずほ銀行	短期借入金	950 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	900
日本生命保険相互会社	短期借入金	500
株式会社三井住友銀行	短期借入金	300
日本証券金融株式会社	短期借入金	100 百万円
	信用取引借入金	818

2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,398,262株
(うち自己株式数 894,261株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 49,549名（前期末比 70名増）
(うち単元株主数 48,217名)

(5) 主な株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
1 日本生命保険相互会社	5,230,585 株	7.87 %
2 公益財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	7.14
3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,480,600	3.73
4 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683,000	2.53
5 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,300,700	1.96
6 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,194,300	1.80
7 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,112,200	1.67
8 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,017,400	1.53
9 株式会社みずほ銀行	940,000	1.41
10 長尾 愛一郎	902,471	1.36

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を除いて算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

名 称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
新株予約権の発行日	2014年7月31日	2015年7月31日	2017年8月3日	2018年8月2日
保有人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 2名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	585個	100個	400個	400個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の目的である株式の数	58,500株	10,000株	40,000株	40,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない			
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり840円	1株当たり1,387円	1株当たり971円	1株当たり1,045円
新株予約権の権利行使期間	2016年7月16日～ 2024年7月15日	2017年7月16日～ 2025年7月15日	2019年7月19日～ 2027年7月18日	2020年7月18日～ 2028年7月17日
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。			
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。			

(注) 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はございません。

(2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 18 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	2019年8月1日
交付時の人数	当社従業員 129名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	2,420個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	242,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり594円
新株予約権の権利行使期間	2021年7月17日から2029年7月16日まで
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当等
小祝寿彦	取締役会長（代表取締役）	
菊地稔	取締役社長（代表取締役）	
長谷川明	取締役（社外取締役）	
今里栄作	取締役（社外取締役）	取締役会議長
角田明義	取締役（社外取締役）	
建壁徳明	取締役（執行役員）	内部管理統括責任者、監理本部長
植原恵子	取締役（社外取締役）	
藤井滋	常勤監査役（社外監査役）	
太田泰司	常勤監査役（社外監査役）	
山崎昇	常勤監査役	
小久保恒哉	監査役	

- (注) 1. 取締役 長谷川明氏、今里栄作氏、角田明義氏および植原恵子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 2. 常勤監査役 藤井滋氏および太田泰司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 常勤監査役 太田泰司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 2020年4月1日付にて、取締役会議長は社外取締役 今里栄作氏に代わって社外取締役 角田明義氏が就任しております。

(2) 当事業年度中に退任した監査役

氏名	地位	担当	退任日	理由
智田農	常勤監査役		2019年6月20日	任期満了による退任

(3) 取締役および監査役の兼職状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	建壁徳明	丸三エンジニアリング株式会社	取締役
取締役 （社外取締役）	植原恵子	株式会社大和証券ビジネスセンター	専務取締役
常勤監査役 （社外監査役）	藤井滋	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
常勤監査役 （社外監査役）	太田泰司	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
常勤監査役	山崎昇	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役

- (注) 取締役 植原恵子氏は、2020年3月31日付にて株式会社大和証券ビジネスセンターの専務取締役を退任しております。

(4) 執行役員の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当等
服部 誠	常務執行役員	エクイティ本部長、エクイティ部長・エクイティ業務部長・投資情報部長
原田 哲也	常務執行役員	調査部管掌
神山 正文	常務執行役員	法人本部長、債券部長
山崎 弘義	執行役員	名古屋支店長、営業二部長
齋藤 哲也	執行役員	労務・人事部・人材開発部・通信販売部担当、人材採用部長・MST推進部長
片野 健児	執行役員	大阪支店長、営業二部長
建壁 徳明	執行役員	内部管理統括責任者、監理本部長
徳永 隆司	執行役員	システム企画部長
戸谷 清隆	執行役員	財務部長、証券管理部長
松井 豊	執行役員	引受本部長、引受部長
柏原 延行	執行役員	投資信託部長 チーフ・グローバル・ストラテジスト
牧野 郁雄	執行役員	総務部長
北山 信次	執行役員	調査部長

(注) 1.2020年4月1日付にて、服部誠氏は専務執行役員に就任しております。尚、同氏は営業本部を担当し、エクイティ本部長・エクイティ部長・エクイティ業務部長・投資情報部長を委嘱しております。

2.2020年4月1日付にて、吉岡一哉氏が新たに執行役員に就任し、企画部長を委嘱しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。尚、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(6) 任意の委員会の設置

当社は、2019年6月20日より、任意の委員会として「指名委員会」、「取締役報酬委員会」を新たに設置し、それまでであった「報酬委員会」を「執行役員報酬委員会」に改組しました。「指名委員会」は取締役会の諮問に基づき代表取締役の選解任やその判断基準等について審議し答申する機関、「取締役報酬委員会」は取締役会の委任に基づき業務執行取締役の月例報酬や賞与を決定するとともに、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等について審議し答申する機関、「執行役員報酬委員会」は執行役員の報酬について取締役会の委任に基づき協議し決定する機関として設置し、取締役会の意思決定の透明性を高めております。

尚、3月31日現在の各委員会の委員は下記の通りです。

委員会名	地位	氏名
指名委員会	委員長	今里 栄作
	委員	長谷川 明、角田 明義、植原 恵子
取締役報酬委員会	委員長	今里 栄作
	委員	長谷川 明、角田 明義、植原 恵子
執行役員報酬委員会	委員長	今里 栄作
	委員	小祝 寿彦、菊地 稔

(注) 2020年4月1日付にて、角田明義氏が、指名委員会委員長、取締役報酬委員会委員長、執行役員報酬委員会委員長に就任し、今里栄作氏は、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員になっております。

(7) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	7 名	136 百万円
監査役	5	32
合計	12	169

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役1名に支払った使用人分給与18百万円は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の中には、社外取締役4名、監査役の報酬等の中には、社外監査役2名の報酬が含まれております。
 3. 業務執行取締役の賞与については、取締役報酬委員会の審議に基づき「経常利益」および「当期純利益」を指標とし、総合的に判断することとしております。上記の取締役報酬額には当期の業務執行取締役の賞与引当額として10百万円が含まれております。
 4. 取締役の報酬等の中には、ストックオプションによる報酬として費用処理した額6百万円が含まれております。
 5. 監査役の報酬等の額には、2019年6月20日付で退任した、監査役 智田農氏の報酬（2019年4月1日～2019年6月20日に係る金額）が含まれておりません。

(8) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	長谷川 明	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、2019年6月20日より新たに設置した指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任し活動しております。
取締役	今里 栄 作	当期開催の取締役会18回の全てに出席して議長を務めるとともに、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員会の委員、および報酬委員会（2019年6月20日より執行役員報酬委員会に改組）の委員長に就任し、さらに2019年6月20日より新たに設置した指名委員会および取締役報酬委員会の2つの委員会の委員長に就任し活動しております。
取締役	角 田 明 義	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、主に証券業における豊富な経験・実績・見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、2019年6月20日より新たに設置した指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任し活動しております。
取締役	植 原 恵 子	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、2019年6月20日より新たに設置した指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任し活動しております。
監査役	藤 井 滋	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また、監査役会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。
監査役	太 田 泰 司	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。

② 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	6 名	65 百万円

(9) 取締役会の実効性評価

当社取締役会ではその実効性を評価・分析するために、2019年10月に取締役・監査役に対し、アンケートを実施し、その結果について取締役会で認識を共有した上で取締役会全体の分析・評価を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等の額 (非監査業務の内容：顧客資産の分別管理の法令順守に関する保証業務)	2
合計	39
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人のこれまでの監査項目別監査時間および監査報酬の推移を確認し、当期の報酬見積書と当社関係部署の意見を踏まえ、会計監査人より聴取した監査計画との整合性について検証した結果、報酬額は適切に算定されたものと判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査役会の決定に基づき会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとします。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制(会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号ニ)

- ① 当社及び子会社の役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、コンプライアンスの重要性を全役職員に周知徹底する。
- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ③ 内部監査部は、当社及び子会社の内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役及び監査役へ報告する。
- ④ 社外取締役、監査役、内部監査担当役員の連携を目的とした「業務連絡会」を、原則として毎月1回実施する。
- ⑤ 当社の社外取締役、監査役、社外窓口可直接報告できる内部通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内の不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- ⑥ 当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言し、反社会

的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

- ⑦ 当社は、マネー・ローダリング及びテロ資金供与を防止するため内部管理態勢を整備する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社及び子会社の全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、法令諸規則、社内規程に基づき適切に管理保存する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則100条1項2号、5号ロ)

- ① 監理本部は、当社及び子会社の各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。
- ② 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、当社の代表取締役にその管理状況を報告する。

- ③ 情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」を宣言し、「情報管理基本規程」を定め、会社保有情報における情報セキュリティを確保する。社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報セキュリティ責任者が統括する。個人情報については、「プライバシーポリシー」を宣言し、「個人情報保護に関する基本規程」等を定め、情報漏えいの未然防止に努める。
 - ④ システム障害、サイバーセキュリティ事案については、「セキュリティポリシー」を宣言し、システム企画部において「コンピュータシステム基本規程」、監理本部において「サイバーセキュリティ基本規程」を定め、障害等の未然防止、発生時の影響の極小化、迅速な復旧に努める。
 - ⑤ 自然災害、テロ、感染症等に代表される事業継続リスクについては、事業継続計画（BCP）を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - ⑥ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
 - ⑦ 当社及び子会社の各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号、5号ハ）**
- ① 当社は、取締役による経営の意思決定、監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採用し、業務執行の責任の明確化を図る。
 - ② 当社及び子会社の取締役は、業務執行状況の報

告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。

- ③ 当社は、任意の取締役報酬委員会、任意の執行役員報酬委員会を設置し、取締役および執行役員の報酬決定プロセスに関する客観性、透明性を確保する。
- ④ 当社は、任意の指名委員会を設置し、代表取締役の選解任及びその判断基準等に関する透明性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社の取締役へのストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の醸成を図る。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）

当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則100条1項5号イ）

当社の子会社の取締役は、営業成績や事業報告書などの重要な情報を、「関係会社管理規則」に基づき、当社へ報告する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則100条3項1号）

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助

すべき使用人を配置する。

(8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則100条3項2号、3号）

- ① 監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ② 当該使用人は、監査役の命を受け当社及び子会社の業務の調査等を行う。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則100条3項4号イ）
 - a) 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。
 - b) 内部監査の結果については、当社の監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
 - c) 取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会をはじめ重要な会議に、当社の監査役が出席できる体制を確保する。
- ② 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則100条3項4号ロ）

当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則100条3項5号）

当社は、前項① a)、②の報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則100条3項6号）

当社は、監査役職務の執行について必要な費用等を支払う。

(12) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項7号）

- ① 代表取締役は、全役員職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- ② 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役職務遂行を補助する体制の確保に努める。

(注) 1. 2020年4月15日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を改正しております。上記内容は当該改定後の方針であります。

2. 監査報告において相当性を表明する当該内容は、改正前の方針であります。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- 役職員に対して各階層職位に応じたコンプライアンスに関する社内研修を実施しました。
- 内部監査部は対象部署の内部監査を実施し、その結果は代表取締役、取締役、監査役へ報告しました。
- 社外取締役、監査役、内部監査担当役員の連携を目的に業務連絡会を実施しました。
- 役職員からの内部通報制度である「提言コーナー」を設けており、当期届いた通報は適切に対応しました。
- 「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、対象全部署が自己点検を実施しました。
- 新規の口座開設等に際し、反社会的勢力を排除するための審査を実施しました。
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する規程を整備しました。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議の議事録、稟議書、重要な契約書等は、法令諸規則、社内規程に基づき適切に管理保存しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 監理本部長は、各部門からリスク管理に関する定期的な報告を受け、リスク管理の推進とリスク管理状況のチェックに努めました。

- 市場リスクの管理状況は、財務部が毎月代表取締役へ報告しました。
- 情報漏えいリスクについては、社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、個人情報保護に関する社内研修を実施するなど未然防止に努めました。
- システム障害等のリスクについては、ネットワークの通信量やシステムの稼働率を定期的に観測するなど未然防止に努めました。また、サイバー攻撃を想定した演習を行うなどサイバーセキュリティの確保に努めました。
- 事業の継続を確保するため、事業継続計画（BCP）に基づき体制の整備に努めました。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役による経営の意思決定、監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採用し、業務執行責任の明確化を図り、業務の執行状況を報告する執行役員会と重要な案件を審議する経営会議を毎月開催して、情報の共有化・議論の深化・意思決定の迅速化に努めました。
- 取締役会の実効性を評価・分析するため、取締役・監査役に対しアンケートを実施し、取締役会にて結果について肯定的評価や課題等が共有され、取締役会全体の分析・評価が行われました。
- 指名委員会規程、取締役報酬委員会規程、執行役員報酬委員会規程を定め、任意の指名委員会、取締役報酬委員会、執行役員報酬委員会を開催しま

した。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社2社の業務の執行状況は、子会社担当部門が適切に管理しております。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 子会社2社は、毎月、当社の子会社担当部門に毎月の営業成績等を報告し、四半期毎に当社執行役員会で決算報告を行いました。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 当期は監査役から補助すべき使用人の設置の求めは受けておらず、当該使用人を設置しておりません。

(8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当期は該当者はありませんが、前号の使用人についての人事異動等は監査役会の事前の同意を得るものとしております。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- 内部監査部の行った内部監査の結果はすべて監査役へ報告しました。
- 監査役は、取締役会、執行役員会、経営会議、部

店長会議、内部監査報告会など、重要な会議に出席しました。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当期は該当者はありませんが、当社は、監査役に報告した者に対して不利益な取扱いを行いません。

(11) 当社の監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当社は監査役等の職務執行に必要な費用を支払いました。

(12) その他当社の監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 代表取締役は監査役と定期的に会合して意見交換を行いました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様のご利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の

皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は2017年6月22日開催の定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といいます。）を更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の2017年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情につ

いての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社

の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、2017年6月22日に開催された当社定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (2020年3月31日)	前連結 会計年度 (2019年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減(△)
●資産の部			
流動資産	69,648	67,379	2,269
現金・預金	30,924	21,177	9,747
預託金	23,485	25,164	△ 1,678
顧客分別金信託	23,465	25,132	△ 1,667
その他の預託金	20	31	△ 11
トレーディング商品	774	757	16
商品有価証券等	774	757	16
デリバティブ取引	0	0	0
約定見返勘定	35	4	31
信用取引資産	11,165	15,082	△ 3,917
信用取引貸付金	10,446	14,501	△ 4,055
信用取引借証券担保金	718	580	138
募集等払込金	2,000	3,706	△ 1,705
未収収益	1,126	1,307	△ 180
その他の有価証券	49	49	—
その他流動資産	86	131	△ 45
貸倒引当金	△ 0	—	△ 0
固定資産	13,579	13,930	△ 351
有形固定資産	2,535	2,602	△ 66
建物	833	930	△ 96
器具備品	317	261	56
土地	1,385	1,410	△ 25
無形固定資産	136	147	△ 10
ソフトウェア	122	132	△ 9
電話加入権	13	15	△ 1
投資その他の資産	10,906	11,180	△ 274
投資有価証券	9,573	9,800	△ 226
長期差入保証金	760	735	25
長期前払費用	68	74	△ 6
退職給付に係る資産	368	397	△ 28
その他	137	180	△ 42
貸倒引当金	△ 1	△ 7	5
資産合計	83,228	81,310	1,917

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (2020年3月31日)	前連結 会計年度 (2019年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減(△)
●負債の部			
流動負債	37,471	34,947	2,524
信用取引負債	2,760	2,922	△ 161
信用取引借入金	818	1,114	△ 295
信用取引貸証券受入金	1,942	1,808	133
預り金	19,669	18,022	1,646
受入保証金	9,956	9,572	383
短期借入金	2,750	2,750	—
未払法人税等	676	88	587
賞与引当金	858	784	74
役員賞与引当金	10	—	10
その他流動負債	790	806	△ 15
固定負債	3,369	3,448	△ 78
繰延税金負債	2,312	2,386	△ 74
退職給付に係る負債	908	887	21
長期未払金	24	29	△ 5
その他固定負債	123	144	△ 21
引当金	166	166	—
金融商品取引責任準備金	166	166	—
負債合計	41,007	38,562	2,445
●純資産の部			
株主資本	36,886	37,424	△ 537
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	331	331	—
利益剰余金	27,031	27,569	△ 537
自己株式	△ 477	△ 476	△ 0
その他の包括利益累計額	5,124	5,142	△ 18
その他有価証券評価差額金	5,258	5,259	△ 0
退職給付に係る調整累計額	△ 134	△ 117	△ 17
新株予約権	209	181	28
純資産合計	42,220	42,747	△ 527
負債・純資産合計	83,228	81,310	1,917

単位：百万円

科 目	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前連結会計 年度比 (%)
営業収益	16,493	15,648	105.4
受入手数料	15,925	14,879	107.0
トレーディング損益	140	256	54.8
金融収益	427	512	83.4
金融費用	122	99	123.3
純営業収益	16,371	15,548	105.3
販売費・一般管理費	15,355	15,480	99.2
取引関係費	1,441	1,472	97.9
人件費	9,187	9,279	99.0
不動産関係費	1,407	1,431	98.3
事務費	2,045	2,054	99.6
減価償却費	322	282	114.1
租税公課	216	198	109.2
その他	735	763	96.3
営業利益	1,015	68	1,487.7
営業外収益	506	515	98.4
営業外費用	4	12	34.5
経常利益	1,518	570	266.0
特別利益	122	352	34.9
投資有価証券売却益	99	337	29.5
自己新株予約権消却益	21	14	144.8
固定資産売却益	1	—	—
特別損失	285	122	232.8
有価証券評価減	191	1	16,039.2
減損損失	84	88	95.3
投資有価証券売却損	8	16	50.1
固定資産売却損	1	16	8.1
税金等調整前当期純利益	1,355	800	169.4
法人税、住民税及び事業税	645	81	793.0
法人税等調整額	△ 82	192	—
当期純利益	792	526	150.6
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	792	526	150.6

連結株主資本等変動計算書

■当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	331	27,569	△ 476	37,424	5,259	△ 117	5,142	181	42,747
当期変動額										
剰余金の配当			△ 1,330		△ 1,330					△ 1,330
親会社株主に帰属する当期純利益			792		792					792
自己株式の取得				△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 0	△ 17	△ 18	28	10
当期変動額合計	—	—	△ 537	△ 0	△ 537	△ 0	△ 17	△ 18	28	△ 527
当期末残高	10,000	331	27,031	△ 477	36,886	5,258	△ 134	5,124	209	42,220

■前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	325	30,899	△ 484	40,740	6,229	40	6,270	139	47,150
当期変動額										
剰余金の配当			△ 3,856		△ 3,856					△ 3,856
親会社株主に帰属する当期純利益			526		526					526
自己株式の取得				△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分		6		8	14					14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 969	△ 158	△ 1,127	41	△ 1,085
当期変動額合計	—	6	△ 3,330	7	△ 3,316	△ 969	△ 158	△ 1,127	41	△ 4,402
当期末残高	10,000	331	27,569	△ 476	37,424	5,259	△ 117	5,142	181	42,747

連結注記表

連結計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 丸三ファイナンス株式会社

丸三エンジニアリング株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法
 トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

- ② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ④ 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

- ⑤ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごと一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物10年～39年、器具備品3年～15年であります。

- ② 無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

(3) 引当金及び準備金の計上基準

- ① 貸倒引当金… 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

- ④ 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ② 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

- ③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の未処理額については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

〔連結貸借対照表等に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	508百万円
投資有価証券	2,839百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,750百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,192百万円
-------------------	----------

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,398,262	—	—	67,398,262

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	798	12	2019年3月31日	2019年6月21日
2019年9月17日 取締役会	普通株式	532	8	2019年9月30日	2019年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	532	8	2020年3月31日	2020年6月23日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	668,000株
------	----------

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。

預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約を行っており、取引先の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額を預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規定に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相

場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	30,924	30,924	—
(2)顧客分別金信託	23,465	23,465	—
(3)信用取引貸付金	10,446	10,446	—
(4)募集等払込金	2,000	2,000	—
(5)未収収益	1,126	1,126	—
(6)投資有価証券 満期保有目的債券以外の投資有価証券	9,230	9,230	—
資産計	77,194	77,194	—
(1)信用取引貸証券受入金	1,942	1,942	—
(2)預り金	19,669	19,669	—
(3)受入保証金	9,956	9,956	—
(4)短期借入金	2,750	2,750	—
負債計	34,318	34,318	—
デリバティブ取引（※） ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金及び (2) 顧客分別金信託

満期のない預金及び顧客分別金信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引貸付金、(4) 募集等払込金及び (5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

満期保有目的債券以外の投資有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①満期保有目的債券以外の投資有価証券

満期保有目的債券以外の投資有価証券の当連結会計年度中の売却額は145百万円であり、売却益の合計額は99百万円、売却損の合計額は8百万円であります。また、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,198	8,752	7,554
	小計	1,198	8,752	7,554
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	515	477	△38
	小計	515	477	△38
合計		1,713	9,230	7,516

②上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

負債

(1) 信用取引貸証券受入金、(2) 預り金、(3) 受入保証金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。

(a) 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引 の種類	契約額等		時 価 (※)	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	38	—	△ 0	△ 0
	メキシコペソ	2	—	△ 0	△ 0
	オーストラリアドル	1	—	0	0
	買建				
	アメリカドル	38	—	0	0
	メキシコペソ	2	—	0	0
オーストラリアドル	1	—	△ 0	△ 0	
合 計		85	—	0	0

(※) みなし決済損益を時価として記載しております。

(b) その他の取引の対象物

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1)、(※2)	338
②投資事業組合 (※3)	54
合 計	392

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(※3) 投資事業組合は、組み入れ財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金・預金	30,924
顧客分別金信託	23,465
信用取引貸付金	10,446
募集等払込金	2,000
未収収益	1,126

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内
短期借入金	2,750

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	631円70銭
1株当たり当期純利益	11円92銭

〔その他の注記〕

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金 額 (百万円)
東京都台東区 東京都豊島区 東京都世田谷区 神奈川県横浜市港北区 兵庫県川西市 福岡県福岡市中央区	営業店舗	建 物	45
		器具備品	11
		そ の 他	4
		小 計	61
栃木県日光市	遊休資産	土 地	7
		建 物	0
		小 計	7
長野県上水内郡	遊休資産	土 地	4
静岡県伊豆市	遊休資産	土 地	0
奈良県奈良市	遊休資産	土 地	9
合 計			84

当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の営業店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額61百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、他に転用できないため0円で評価しております。

また、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額22百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は土地は路線価等による時価を適用し、建物は他に転用できないため0円で評価しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 順二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊 康一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸三証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な法裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井 滋 ㊞
 常勤監査役 太田 泰 司 ㊞
 常勤監査役 山崎 昇 ㊞
 監査役 小久保 恒 哉 ㊞

(注) 常勤監査役藤井滋及び常勤監査役太田泰司は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

2020年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2020年3月31日)	前事業年度 (2019年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●資産の部			
流動資産	69,590	67,323	2,266
現金・預金	30,915	21,170	9,745
預託金	23,485	25,164	△ 1,678
顧客分別金信託	23,465	25,132	△ 1,667
その他の預託金	20	31	△ 11
トレーディング商品	774	757	16
商品有価証券等	774	757	16
デリバティブ取引	0	0	0
約定見返勘定	35	4	31
信用取引資産	11,165	15,082	△ 3,917
信用取引貸付金	10,446	14,501	△ 4,055
信用取引借証券担保金	718	580	138
募集等払込金	2,000	3,706	△ 1,705
未収収益	1,126	1,307	△ 180
その他流動資産	86	131	△ 45
貸倒引当金	△ 0	—	△ 0
固定資産	13,334	13,651	△ 317
有形固定資産	1,438	1,508	△ 70
建物	581	682	△ 101
器具備品	317	261	56
土地	539	564	△ 25
無形固定資産	136	147	△ 10
ソフトウェア	122	132	△ 9
電話加入権	13	15	△ 1
投資その他の資産	11,759	11,995	△ 235
投資有価証券	9,513	9,738	△ 224
関係会社株式	636	636	—
長期差入保証金	863	839	24
長期前払費用	68	74	△ 6
前払年金費用	541	533	8
その他	137	180	△ 42
貸倒引当金	△ 1	△ 7	5
資産合計	82,925	80,975	1,949

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2020年3月31日)	前事業年度 (2019年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●負債の部			
流動負債	38,614	36,074	2,539
信用取引負債	2,760	2,922	△ 161
信用取引借入金	818	1,114	△ 295
信用取引貸証券受入金	1,942	1,808	133
預り金	19,669	18,022	1,646
受入保証金	9,956	9,572	383
短期借入金	3,907	3,896	11
未払金	495	466	29
未払費用	280	327	△ 47
未払法人税等	670	78	592
賞与引当金	858	784	74
役員賞与引当金	10	—	10
その他流動負債	5	3	1
固定負債	3,127	3,184	△ 57
繰延税金負債	2,119	2,180	△ 61
退職給付引当金	892	862	30
長期未払金	10	15	△ 5
その他固定負債	104	125	△ 21
引当金	166	166	—
金融商品取引責任準備金	166	166	—
負債合計	41,908	39,426	2,482
●純資産の部			
株主資本	35,586	36,148	△ 562
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	331	331	—
その他資本剰余金	331	331	—
利益剰余金	25,731	26,293	△ 561
利益準備金	2,500	2,500	—
その他利益剰余金	23,231	23,793	△ 561
固定資産圧縮積立金	228	297	△ 69
別途積立金	19,485	19,485	—
繰越利益剰余金	3,517	4,009	△ 492
自己株式	△ 477	△ 476	△ 0
評価・換算差額等	5,219	5,219	0
その他有価証券評価差額金	5,219	5,219	0
新株予約権	209	181	28
純資産合計	41,016	41,549	△ 532
負債・純資産合計	82,925	80,975	1,949

単位：百万円

科 目	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前事業 年度比 (%)
営業収益	16,493	15,648	105.4
受入手数料	15,925	14,879	107.0
トレーディング損益	140	256	54.8
金融収益	427	512	83.4
金融費用	129	106	122.0
純営業収益	16,364	15,542	105.3
販売費・一般管理費	15,392	15,521	99.2
取引関係費	1,424	1,455	97.9
人件費	9,153	9,244	99.0
不動産関係費	1,499	1,526	98.2
事務費	2,082	2,091	99.6
減価償却費	299	259	115.4
租税公課	204	186	109.7
その他	729	757	96.3
営業利益	971	21	4,586.4
営業外収益	515	518	99.5
営業外費用	4	12	34.5
経常利益	1,482	526	281.5
特別利益	122	352	34.9
投資有価証券売却益	99	337	29.5
自己新株予約権消却益	21	14	144.8
固定資産売却益	1	—	—
特別損失	285	122	232.8
有価証券評価減	191	1	16,039.2
減損損失	84	88	95.3
投資有価証券売却損	8	16	50.1
固定資産売却損	1	16	8.1
税引前当期純利益	1,319	756	174.6
法人税、住民税及び事業税	632	66	948.1
法人税等調整額	△ 81	193	—
当期純利益	768	496	154.8

株主資本等変動計算書

■当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本										評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計						
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金							
当期首残高	10,000	331	331	2,500	297	19,485	4,009	26,293	△ 476	36,148	5,219	5,219	181	41,549
当期変動額														
剰余金の配当							△ 1,330	△ 1,330		△ 1,330				△ 1,330
当期純利益							768	768		768				768
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 69		69	—		—				—
別途積立金の取崩														
自己株式の取得									△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分														
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											0	0	28	29
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 69	—	△ 492	△ 561	△ 0	△ 562	0	0	28	△ 532
当期末残高	10,000	331	331	2,500	228	19,485	3,517	25,731	△ 477	35,586	5,219	5,219	209	41,016

■前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本										評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計						
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金							
当期首残高	10,000	325	325	2,500	381	23,152	3,620	29,653	△ 484	39,495	6,198	6,198	139	45,833
当期変動額														
剰余金の配当							△ 3,856	△ 3,856		△ 3,856				△ 3,856
当期純利益							496	496		496				496
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 83		83	—		—				—
別途積立金の取崩							△ 3,666	3,666		—				—
自己株式の取得									△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分		6	6						8	14				14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											△ 979	△ 979	41	△ 937
当期変動額合計	—	6	6	—	△ 83	△ 3,666	389	△ 3,360	7	△ 3,346	△ 979	△ 979	41	△ 4,283
当期末残高	10,000	331	331	2,500	297	19,485	4,009	26,293	△ 476	36,148	5,219	5,219	181	41,549

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

①トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応すること、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

②トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

④子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

⑤その他有価証券

⑥時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

⑦時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物10年～39年、器具備品3年～15年であります。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金… 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額は、連結計算書類においては即時認識し、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に

計上しております。一方、計算書類において当該未処理額は、上記「3. (4) 退職給付引当金」に記載のとおり処理しており、連結計算書類における方法と異なっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	409百万円
投資有価証券	2,839百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,750百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,203百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	136百万円
短期金銭債務	1,157百万円
長期金銭債務	2百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業費用	144百万円
営業取引以外の取引高	64百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	893,656	605	—	894,261

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	605株
-----------------	------

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	262百万円
未払費用	73
未払事業税	48
有価証券評価減	417

退職給付引当金	276
固定資産評価減	183
金融商品取引責任準備金	51
その他	184
繰延税金資産小計	1,497
評価性引当額	△ 1,110
繰延税金資産合計	387

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,240
固定資産圧縮積立金	100
前払年金費用	165
繰延税金負債合計	2,506
繰延税金資産との相殺	△ 387
繰延税金負債の純額	2,119

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目

別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
評価性引当額の増減	6.21
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.17
住民税均等割	2.39
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.44
その他	△ 0.17
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.78

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：百万円)

種類	会社の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	丸三ファイナンス株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 利息の支払	4,383 6	短期借入金	1,080

(注) 資金の借入については、利率は市場金利等を勘案して決定しております。担保は差入れておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	613円60銭
1株当たり当期純利益	11円55銭

〔その他の注記〕

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金 額 (百万円)
東京都台東区 東京都豊島区 東京都世田谷区 神奈川県横浜市港北区 兵庫県川西市 福岡県福岡市中央区	営業店舗	建 物	45
		器具備品	11
		そ の 他	4
		小 計	61
栃木県日光市	遊休資産	土 地	7
		建 物	0
		小 計	7
長野県上水内郡	遊休資産	土 地	4
静岡県伊豆市	遊休資産	土 地	0
奈良県奈良市	遊休資産	土 地	9
合 計			84

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の営業店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額61百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、他に転用できないため0円で評価しております。

また、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額22百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は土地は路線価等による時価を適用し、建物は他に転用できないため0円で評価しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 康一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上が第100期定時株主総会招集ご通知添付書類であります。

【特別配当の実施予定について】

2018年3月期より、下記の通り3期にわたり特別配当を実施してまいりましたが、当期末の配当で特別配当を終了する予定です。

【特別配当予定額】

	1株当たり特別配当額		
	中間配当	期末配当	年間特別配当計
2018年3月期	15円 (実施済)	15円 (実施済)	30円
2019年3月期	10円 (実施済)	10円 (実施済)	20円
2020年3月期	5円 (実施済)	5円	10円
2021年3月期	0円	0円	0円

注) 期末配当は、定時株主総会の決議を条件といたします。

＜特別配当実施の理由＞

当社は2014年3月期から連結配当性向を50%以上に引き上げ、株主の皆様への還元の方針を強化しております。また2015年3月期から2017年3月期までの3年間にわたり、毎年1株当たり40円の期末特別配当を実施する方針とし、還元方針を一層強化してまいりました。この還元強化の方針を継続し、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、2018年3月期の配当以降も3期にわたり、普通配当に加える形で上記特別配当を実施することといたしました。

特別配当は①資産管理型営業へ舵を切ったことにより収益基盤が従来より安定化してきたこと、②株式信用取引に係る融資残高の減少から、株価急落時の評価損に対する返済資金を多額に備えておく必要性が薄れたこと等から、これまで株主の皆様よりお預かりしていた内部留保を還元させていただき、資本効率を高めようとするものです。同時に、収益構造の一層の改善を図り、資本の効率化を進めてまいります。

(連結計算書類参考資料)

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

区 分	当連結会計年度	前連結会計年度
	(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)	(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,355	800
減価償却費	322	282
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 5	7
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△ 8	△ 183
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	30	15
賞与引当金の増減額 (△は減少)	74	△ 299
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	10	△ 20
減損損失	84	88
投資有価証券評価損益 (△は益)	191	1
固定資産売却損益 (△は益)	△ 0	16
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△ 91	△ 320
受取利息及び受取配当金	△ 824	△ 888
支払利息	122	99
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	1,667	△ 570
立替金及び預り金の増減額	1,637	△ 3,940
トレーディング商品の増減額	△ 48	△ 178
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	3,755	8,261
受入保証金の増減額 (△は減少)	383	△ 9
募集等払込金の増減額 (△は増加)	1,705	△ 823
その他	736	△ 152
小計	11,097	2,185
利息及び配当金の受取額	850	905
利息の支払額	△ 121	△ 98
法人税等の支払額	△ 24	△ 1,081
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,801	1,910
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	145	866
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 306	△ 384
有形固定資産の売却による収入	5	—
その他	19	△ 69
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 136	412
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△ 450
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	—	11
配当金の支払額	△ 1,329	△ 3,861
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,329	△ 4,301
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 587	△ 9
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,747	△ 1,986
現金及び現金同等物の期首残高	21,177	23,163
現金及び現金同等物の期末残高	30,924	21,177

株主優待のご案内

3月31日時点で、100株以上1,000株未満ご所有の株主様に海苔詰合せ（1,000円相当）を、1,000株以上ご所有の株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）3kgをそれぞれ贈呈いたします。いずれも10月中旬頃に発送いたします。

株主総会お土産廃止のご案内

株主総会にご出席の株主様へお配りしていたお土産は、廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日 3月31日
中間配当金受領株主確定日 9月30日
定時株主総会 毎年6月
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1 電話0120-232-711（通話料無料）
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所 東京証券取引所
公告の方法 電子公告により行う
公告掲載URL <https://www.marusan-sec.co.jp/>
(ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等へお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社に関する情報がご覧になります。
<https://www.marusan-sec.co.jp/>

